

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 診療記録開示手数料 1件につき <u>220点</u></p> <p>(17) 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 死亡診断書 1通につき <u>330点</u></p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ 検案書</p> <p>(ア) 死体検案書（変死体検案書を除く。） 1通につき <u>550点</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p>(16) 診療記録開示手数料 1件につき <u>330点</u></p> <p>(17) 文書料</p> <p>ア 診断書</p> <p>(ア) [略]</p> <p>(イ) 死亡診断書 1通につき <u>550点</u></p> <p>(ウ) [略]</p> <p>イ 検案書</p> <p>(ア) 死体検案書（変死体検案書を除く。） 1通につき <u>770点</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>ウ・エ [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
2	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>337点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>542点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>412点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>350点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>555点</u>、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては<u>425点</u>）を加えた点数（知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9) リンパ浮腫外来で実施する指導・リンパドレナージ</p>

料 1回につき <u>547点</u>  (10)～(17) [略] 2・3 [略]	料 1回につき <u>891点 (60分未満の場合にあっては、726点)</u>  (10)～(17) [略] 2・3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、同年6月1日から施行する。